組合が保有する個人情報の取扱いについて

当健康保険組合は、被保険者等から収集した個人情報を「でんきテクノロジー健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について」に記載した業務委託先への提供の場合、下記事項の包括的な同意を得ている場合、個人情報保護法及び関係する法令で除外される場合を除き、本人の同意を得ないで第三者へ開示または提供いたしません。同意を要する事項について、当健康保険組合においては、以下の事項について、従来どおりの取り扱いにさせていただくこととしましたが、これらの事項はいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

ただし、被保険者本人にとって利益となるもの、または事業者（健康保険組合）の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドライン（本人の同意が得られていると考えられる場合）に示されているオプトアウトの方法によって、本件のような通知・公表を行い、かつ本人からの特段明確な反対・留保の意思表示がない場合、下記の要件を満たすことを条件に、個別の同意にかえて、包括的な同意とすることができるものとなっています。

記

（1）被保険者等は、健康保険組合等が示す利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ本人の明確な同意を得るよう健康保険組合等に求めることができること。

（2）被保険者等が、（1）の意思表示を行わない場合は、公表された利用目的について被保険者等の同意が得られたものとすること。

（3）同意及び留保は、その後、被保険者等からの申出により、いつでも変更することが可能であること。

したがいまして、当健康保険組合では、以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方は、当健康保険組合の個人情報相談窓口（総務課庶務係）までご連絡お願いいたします。

① 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに、事業主経由で支給・通知（任意継続被保険者は個人払い）すること。

② 付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を本人の申請に基づかずに、事業主経由で支給・通知（任意継続被保険者は個人払い）すること。

③ 保健事業補助金を事業主経由で申請受付・支給・通知（任意継続被保険者は個人払い）すること。

④ 医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて行うこと。なお、医療費通知は、被保険者本人だけでなく、ご家族の方の同意も要する事項となりますので、ご家族の方で同意されない方もご連絡お願いいたします。

⑤ 特定健診・特定保健指導等の実施データを、保険者間で引継ぐこと、及びコラボヘルスを目的として事業主と共同利用すること。